

平成 30 年 4 月 20 日
自動車局審査・リコール課

衝突被害軽減ブレーキは万能ではありません！

～衝突被害軽減ブレーキでも衝突を回避できない場合があることを理解していただくための啓発ビデオを公開しました～

衝突被害軽減ブレーキが、走行中の周囲の環境や路面の状態等によっては、障害物の認知や衝突の回避ができない場合があることを啓発するためのビデオをホームページに公開しました。

近年、衝突被害軽減ブレーキの普及が進んでいますが、同装置が正常に作動していても、走行時の周囲の環境によっては障害物を正しく認識できないことや、衝突を回避できないことがあります。

このため国土交通省では、衝突被害軽減ブレーキにより衝突回避が難しい状況について、不動作状況時の車両挙動等を実車の走行試験により確認し、衝突被害軽減ブレーキの使用上の注意点を解説した啓発ビデオをホームページに公開しましたので、是非、御覧いただき、事故防止にお役立てください。

衝突を回避できない場合がある事例 (滑りやすい濡れた路面)

<啓発ビデオの公開ページへのリンク>

- 国土交通省自動車局審査・リコール課
YouTube 公式アカウント
<https://www.youtube.com/channel/UCwFJ6KstdbqM9P91828lu2g>



衝突被害軽減ブレーキを正しく使用するための注意事項

1. 衝突被害軽減ブレーキは完全に事故を防ぐことができません。
運転者はシステムを決して過信せず細心の注意をはらって運転してください。
2. 衝突被害軽減ブレーキの作動する条件は、自動車の取扱説明書に記載してありますので、車種毎に異なる作動条件を把握してください。

問い合わせ先: 国土交通省自動車局審査・リコール課
鈴木、村井

代表: 03-5253-8111(内線)42352
直通: 03-5253-8597、FAX: 03-5253-1640